別記様式第２号

法人文書開示決定通知書

 　　　　　 機構　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

 　　　　　　　　　　　　　　　東海国立大学機構長

　令和　　年　　月　　日付けで請求のあった法人文書の開示については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第１項の規定に基づき，下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

１　開示する法人文書の名称

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
| 理由不開示とした根拠：独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律該当条項 □ 第５条１号該当（個人に関する情報） □ 第５条２号該当（法人等に関する情報） □ 第５条３号該当（審議又は検討等に関する情報） □ 第５条４号該当（事務・事業に関する情報）---------------------------------------------------------------------------------＊この決定に不服があるときは，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，東海国立大学機構に対して審査請求をすることができます（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，東海国立大学機構を被告として，同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても，決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |

３　開示の実施の方法等

 (1) 開示の実施の方法及び開示実施手数料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 |  開示実施手数料の額 | 法人文書全体についての開示実施の基本額 |
|  　 　　枚 | ① 閲覧 | 100枚までにつき100円 |  |
| ② 複写の交付 | Ａ４用紙１枚につき10円 |  |

（注）ＣＤ－Ｒ等による開示の実施を希望される場合は，所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので，開示の実施方法の申出をする前に，あらかじめ，担当までご連絡ください。

４　開示を実施することがきる日，時間及び場所

 (1) 日　時：　　月　日から　月　日まで（土・日曜日・祝日を除く。）の9:00から17:00まで

　　　　　　　（12:00から13:00までを除く。）

 (2) 場　所：東海国立大学機構情報公開・個人情報保護窓口（総務部総務課）

５　写しの送付の方法による場合

　(1) 準備に要する日数：　「法人文書開示実施申出書」が提出された日から１週間後までに発送予定

 (2) 郵送料の額： 円

６ 問い合わせ先：

７　開示実施の申出：同封の開示実施申出書は，この開示決定等の通知があった日から30日以内に情報公開・個人情報保護窓口まで提出してください。